

倉敷市バス専用駐車場利用助成金交付要綱

目 的

観光バスで団体を送客した団体及び会社に助成金を交付することで、バス専用駐車場の利用台数を増やし、倉敷市の観光振興を図るため。

1. 交付期間

平成30年8月1日～平成30年8月31日

ただし、交付台数の上限 100 台に達した場合は、交付期間であっても終了するものとする。

2. 交付対象

①美観地区の観光目的の乗客が 20 名以上あり、倉敷市バス専用駐車場（倉敷市中央 2-6-1）を利用すること。

ただし、定期観光バスは除く。また、スポーツ目的や吹奏楽大会参加、コンサート等の興業目的の利用は除く。

②乗客が、当バス駐車場で乗降すること。

3. 交付金額

観光バス 1 台につき、10,000 円とする。

4. 申請

①この要綱の定める助成金交付を受ける場合は、様式 1 の交付申請書を倉敷観光コンベンションビューローに F A X にて提出するものとする。

②申請受付は、平日の 9 : 00 ~ 17 : 00 とする。土を除き、利用する 2 日前までに申請することとする。（例、月曜利用は前週の木曜、火曜利用は前週の金曜までに申請すること）

③先着順とする。

5. 交付金額の授受について

①バス駐車場料金所の営業時間（8 : 30 ~ 17 : 30）に、交付決定書類を提出したものに對し助成金を現金にて交付する。

交付決定されていても、営業時間外の交付、銀行振込での交付はしない。

6. その他

①交付決定していても、現地にて申請内容と差異があり交付要綱を満たさないと判断した場合は、交付はしないものとする。

②宿泊、連泊の場合でもバス 1 台につき 1 回の交付とする。